

利用者資金の保全方法・無権限取引への対応方針に関する事項の情報提供について

2021年5月1日の資金決済法改正に伴い、「利用者資金の保全方法」「無権限取引への対応方針に関する事項」については、利用者に対し、適切に情報提供することとなりました。

コープぐんまが発行する前払式支払手段の「ほぺたんカード」におきましては以下のとおりです。

利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当生協の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・ 金銭による供託

当生協の発行保証金保全契約先（商号又は名称）

- ・ 該当なし

無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

* 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

生協は「ほぺたんカード」の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、以下のとおりに規定しています。

- (1) 組合員は、ほぺたんカードの紛失・盗難や汚損・破損、バーコード印字や磁気不良などにより使用不能となった場合は、すみやかに生協へ届出を行うものとします。届出がなされた時点で、生協において、当該ほぺたんカードの利用停止処理を行います。
- (2) 紛失等したほぺたんカード（旧ほぺたんカード）に記録されていたプリペイド残高は、再発行されるほぺたんカードに移行して使用できます。移行手続きは、旧ほぺたんカードの所有者が、ほぺたんカードお問合せセンターへ連絡して行います。プリペイド残高は、(1)のほぺたんカードの利用停止処理完了時に確認できる最新の履歴に基づき、再発行されるほぺたんカードに移行するものとします。
- (3) 紛失等されてから、ほぺたんカードの利用停止処理が終わるまでの間に、第三者によりプリペイド残高が利用された場合、生協はその責任を負わないものとします。